

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて 新旧対照表 (下線部: 変更箇所)

改正後	現行
<p data-bbox="837 225 1099 300">子発 0319 第 1 号 令和 3 年 3 月 19 日</p> <p data-bbox="692 320 1099 400"><u>一部改正</u> <u>こ 成 保 2 1</u> <u>令和 5 年 4 月 21 日</u></p> <p data-bbox="154 464 685 592">都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p data-bbox="719 699 1099 778">厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="259 884 994 916">保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて</p> <p data-bbox="154 1031 1093 1110">保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p data-bbox="154 1126 1104 1445">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) (以下「最低基準」という。) で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」 (平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。) において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定</p>	<p data-bbox="1812 225 2074 300">子発 0319 第 1 号 令和 3 年 3 月 19 日</p> <p data-bbox="1128 464 1659 592">都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p data-bbox="1688 699 2069 778">厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1234 884 1968 916">保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて</p> <p data-bbox="1128 1031 2067 1110">保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p data-bbox="1128 1126 2080 1445">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) (以下「最低基準」という。) で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」 (平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。) において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定</p>

数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの）以外の者。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いいたします。

これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(略)

数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いいたします。

これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(略)